

カワサキ会計事務所ニュース

令和5年1月号 第30号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

国民健康保険税 第8期
住民税普通徴収 第4期



令和5年度税制大綱が閣議決定されました

あけましておめでとうございます。

令和4年12月23日に令和5年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化 【令和6年1月より適用】

- ・非課税保有期間を無期限化へ（現行：一般NISA 最長5年 積立NISA 最長20年）
- ・口座開設可能期間については期限を設けない
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（つみたて投資枠）については、120万円に拡充（現行：積立NISA 年間40万円）
- ・上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設ける
成長投資枠の年間投資上限額については、240万円に拡充（現行：一般NISA 年間120万円）
- ・成長投資枠と、つみたて投資枠の年間投資上限額については併用が可能
- ・一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、成長投資枠については、その内数として1,200万円とする
- ・ジュニアNISAについて、原則として継続管理勘定（非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定）に移管

(2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

- ・個人が保有する株式を売却し、その譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設

(3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 【令和7年分以後の所得税について適用】

- ・より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準にある高所得者層に対して最低限の負担を求める措置の導入

(4) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

- ・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長

< 令和3年分の相続税申告状況は？..国税庁が発表 >

課税割合が9.3%に増加した！（前年8.8%）

国税庁は令和4年12月16日、令和3年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、2年分の120,372人から134,275人へと増加している。

死亡者に対する課税割合は、2年分8.8%から3年分9.3%へと増加。

課税価格は元年の16兆3,937億円から18兆5,774億円へ、相続税額は2年の2兆915億円から3年の2兆4,421億円へと増加している。

令和元年分は減少傾向でしたが、令和2年分から増加に転じている。相続税に関する実地調査件数は、コロナ禍の影響で低水準となっているが、簡易な接触件数等が増加しており、今後も同様な傾向が続くのでは？

相続に関する、ご相談は事前に！当事務所へ！